

【資料4-2】

平成30年度 保護林モニタリング調査の考え方(選定方法)

・モニタリング対象となる全保護林について下記の優先順位①～③の考え方を踏まえ、平成30年度のモニタリング調査箇所を選定した。

評価値
0=良好
1=軽微劣化
2=下層植生劣化
3=下層植生及び
上層木劣化

全ての保護林
(90箇所)

優先順位①: 森林内の上層木及び下層植生への被害・劣化が
顕著に確認された保護林 (3箇所)

評価値「3」

優先順位②: 過去6年以上モニタリング調査を実施していない保護林
(29箇所)の内、下層植生への被害・劣化が確認された
保護林(6箇所)(残り23カ所: 評価値0~1)

評価値「2」

優先順位③: 通常5年間隔でモニタリング調査を実施してきた保護林
(12箇所)の内、下層植生への被害・劣化が確認された保
護林
(5箇所)(残り7箇所: 評価値0~1)

評価値「2」

平成30年度
モニタリング調査
計画

① 3箇所
② 6箇所
③ 5箇所
計 14箇所

上記①②③の該当保護林
及び29年度実施箇所以外
の保護林 (60箇所)

平成31年度以降 モニタリング調査を計画
(30年度は主として②の残り23箇所及び③の残り7箇所計
30箇所について森林官等による概況把握に努める)

※図中の評価値は過去のモニタリング結果を基に専門家意見により被害程度を整理したもの。